

## 1 はじめに

平成30年7月、適格消費者団体である京都消費者契約ネットワーク（KCCN）は、一般社団法人京都高齢者支援協会（以下「被告」という）に対し、被告の使用する入会金徴収条項及び不返還条項が、消費者契約法10条に違反して無効であるとして、これら条項の使用差止等を求める訴訟を、京都地方裁判所に提起した。

## 2 請求の概要

### (1) 被告の事業

介護保険施設等が、入所を希望する者に対して、身元保証人等を求めることがある。身寄りのない高齢者の場合、被告のように事業として身元保証を行っている業者に身元保証を求めざるを得ない現実がある。被告の運営する「かたつむりトラスト」に入会すれば、被告は、そのような高齢者に対し、身元保証支援をはじめ、金銭管理支援や死後事務支援等を行うこととなっている。以下では「かたつむりトラスト」への入会契約を「本件契約」という。

### (2) 被告の約款

#### ア 旧約款

被告の使用する約款の同法10条違反性を説明するためには、約款の変遷を説明することが不可欠であるので、改訂前の旧約款から説明する。旧約款は、消費者は被告に対し入会金として72万円を入会時に支払う必要があり、これは、解約の理由にかかわらず、返還されなかった。

当団体は、この旧約款に対し、訴訟外での差止請求を行った。

本件契約によって被告が負う義務は、民法656条の準委任に当たる。準委任契約において、受任者が委任者に対し金銭を請求できるのは、特約がある場合の「報酬」（民法648条）と「費用」（同法650条等）のみである。被告の入会契約書によれば、被告は、委任事務の履行の対価（「報酬」として、毎月1万円の会費と、各種支援に対応したタイムチャージ制の報酬を消費者に対し請求できることとされており、支援に要する「費用」は、別途、消費者が被告に支払う義務を負うこととされている。消費者から入会金を徴収し、契約が解除された場合に、被告がこれを取得することは、民法上の準委任契約の適用による場合に比して消費者の義務を加重するものである（消費者契約法10条前段）。

そして、この入会金は、何らの内実を伴わないものであって、対価性のない金銭を消費者から徴収するものであるから、信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効である（同条後段）。

#### イ 新約款

上記の差止請求を受けて被告は、入会金の徴収及び返還に関する条項を改めた（これを便宜上「新約款」という。本訴訟の差止対象となっている約款である）。

具体的には、入会金50万円（入会金の額が72万円から50万円に変わっているのは、当団体の差止請求とは無関係の変更である）を4つの費目に振り分け、解約しても常に返さないもの、具体的なサービスを提供していなければ返すもの、解約の時期に応じた精算をするもの、というように返還の規定がおかれた。

### (3) 当団体の主張（新約款の消費者契約法10条違反）

当団体は、新約款も、以下の理由から消費者契約法10条に違反すると主張している。まず、同条前段要件については、旧約款の差止請求をしたときと同様に考えている。

後段要件については、本件契約における入会金は、旧約款では、何の内実もなく、かつ、何の説明もされていなかった。新約款で示された内訳は、当団体からの差止請求を契機とする後付けであって、旧約款とその内容に変わりはなく、以前と同様に何らの内実のないままであるので、新約款は信義則に反し消費者の利益を一方的に害する条項で無効であると考えます。

## 3 おわりに

本訴訟は、身寄りのない高齢者に対して、身元保証人がいないと入院や施設入所ができないという不安につけ入って、高額な金銭支払約束させる条項の不当性を問うものである。当団体は、消費者にとって良い判断が得られるよう全力を尽くす。

団体  
訴権への展開

# 身元保証事業者の入会金徴収条項の 無効を主張している訴訟 — KCCNの差止訴訟の報告 —

NPO法人京都消費者契約ネットワーク（KCCN） 弁護士 森貞涼介